

信託契約の受託者が所有する信託財産に係る固定資産税の滞納処分

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 28 年 3 月 29 日

【事 件 番 号】 平成 26 年（行ヒ）第 228 号

【事 件 名】 差押処分取消請求事件

【裁 判 結 果】 破棄自判・控訴棄却

【参 照 法 令】 旧信託法 16 条 1 項（平成 18 年法律第 109 号による改正前のもの、現 23 条 1 項）、
地方税法 373 条、国税徴収法 62 条・63 条

【掲 載 誌】 裁判集民 252 号 109 頁、判時 2310 号 39 頁、判タ 1427 号 67 頁、判自 410 号 46 頁
LEX/DB 文献番号 25447866

事実の概要**1 信託契約の受託者の性質**

本件は、信託契約の受託者が所有する複数の不動産の固定資産税の滞納処分としてされた上記不動産のうち、信託財産と固有財産とが分別管理されていない場合の差押えに対し、旧信託法 16 条 1 項との関係でその適法性が争われた。

信託財産をめぐる問題において重要な点は、信託契約の受託者は信託財産の管理者にすぎず、信託財産は受託者からの独立性を有している、ということである。以下は、その事実の概要である。

2 事実の概要

信託契約の受託者である X₁ 株式会社（原告・控訴人・被上告人、以下「X₁」という）は、彦根市の地域開発等の企画・調査設計等を業とする会社である。平成 18 年 6 月 23 日、X₁ と亡 B（原告。死亡により X₂ がその地位を承継した）は、亡 B を委託者兼受益者、X₁ を受託者とし、亡 B がその所有に係る本件土地を X₁ に信託譲渡した。X₁ は、本件土地の管理又は処分を行うことを目的とする旨合意し、同月 29 日、亡 B から X₁ に対する本件土地の所有権移転登記及び信託の登記がなされた（以下、上記譲渡に係る契約を「本件信託契約」という）。また、X₁ は、本件信託契約に際して、亡 B に対し配当金を支払う旨の合意をしていた。X₁ は、平成 18 年 7 月 19 日、本件土地にある本件家屋を第三者から売買により取得した上、訴外会社との間で、本件土地及び本件家屋を、賃料月額 30 万円及び消費税相当額、賃貸借期間 5 年の約定で本件賃貸借契約を締結した。本件賃貸借契約においては、本件土地の賃料相当額部分と本

件家屋の賃料相当額部分の内訳は定められていなかった。

X₁ は、本件土地、本件家屋及びその他複数の土地に係る平成 18 年度分から同 23 年度分までの固定資産税を滞納した。

Y（彦根市－被告人・被控訴人・上告人）は、平成 24 年 1 月 20 日付けで、X₁ に対し、上記固定資産税並びに督促手数料、延滞金及び滞納処分費（以下「本件滞納固定資産税等」という）を徴収するため、本件賃貸借契約に係る同年 2 月分以降の賃料の支払請求権を本件滞納固定資産税等の金額に充つるまで差し押さえる（以下、本件差押えの対象となった支払請求権を「本件賃料債権」という）旨の処分（以下「本件処分」という）を行った。

本件処分に対し、X₁ と亡 B は、以下のように主張して、本件処分の取消しを求めた。(1) 信託財産である本件土地に係る固定資産税のみならず X₁ 所有名義の本件土地以外の不動産に係る固定資産税とを区分せず、その全体についての滞納固定資産税の全額をもって、差押えを行うものであるから、信託財産である本件土地の賃料相当額部分を含む本件賃料債権全体に対して差し押さえた本件処分は違法である。(2) 本件賃料債権のうち消費税相当額部分については、X₁ が訴外会社から預かったものにすぎず、責任財産に属するものとはいえない。よって、本件処分は違法である。

3 裁判所の審理の経緯

第一審（天津地判平 25・10・15 判自 410 号 51 頁）は、本件土地に係る部分の賃料額と本件建物に係る部分の賃料額とを明示して定めなかったのであるから、本件土地に係る賃料債権と本件建物に係る賃料債権とは不可分債権と認められる。よって、

本件土地に係る滞納固定資産税に基づき上記不可分債権たる賃料債権を差し押さえることは可能であるとして、X₁らの請求を棄却した。X₁ら控訴。

控訴審（大阪高判平 26・3・14 判自 410 号 53 頁）は、以下のとおり判断し、本件差押えが全体として違法であるとした。上記固定資産税のうち、本件土地に係る固定資産税に相当する部分は、旧信託法 16 条 1 項にいう「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に該当することは明らかであるところ、信託事務の処理について生じた権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のほか、固有財産に属する財産をもって、その履行の責任を負うのが原則とされており、本件土地に係る固定資産税に相当する部分についての債権に基づいて、信託財産である本件土地及び X₁の固有財産である本件建物についての、本件賃貸借契約を差し押さえることは、旧信託法 16 条 1 項に抵触するものではない。

他方、上記固定資産税のうち、X₁を所有名義人とする本件土地以外の不動産に係る固定資産税に相当する部分は、旧信託法 16 条 1 項の適用が除外される権利に該当するものではない。本件賃料債権のうち、亡 B を委託者として、X₁を受託者とする信託財産である本件土地の賃料相当額部分に対して強制執行等することは同条項に抵触する、というべきである。そして、固定資産税の納税義務者が複数の不動産を有する場合には、いわゆる名寄せが行われ、課税標準額及び税額を算出する際の端数処理が上記複数の不動産の価格の合計額について行われるとしても、本件賃料債権の全体を差し押さえる本件差押えは、同項に違反し全体として違法であるとして、控訴人 X₁らの請求を認容した。これに対し Y が上告受理の申立てをした。

判決の要旨

最判平 28・3・29（判時 2310 号 39 頁）。破棄自判・控訴棄却。

「本件差押えについては、本件滞納固定資産税等のうち本件土地以外の不動産の固定資産税相当額に係る部分に基づき、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分を差し押さえることとなる点において旧信託法 16 条 1 項との関係で問題があるといわざるを得ないものの、本件滞納固定資

産税等のうち本件土地の固定資産税相当額に係る部分に基づき、本件賃料債権を差し押さえることや、本件滞納固定資産税等に基づき、本件賃料債権のうち本件建物の賃料相当額部分を差し押さえることは、同項に何ら反するものではないというべきである。」「このように、本件差押えにつき同項との関係で問題となる部分は上記の限度にとどまり、国税徴収法 63 条が、徴収職員が債権を差し押さえるときはその全額を差し押さえなければならないと規定していることなどに照らすと、本件差押えの効力を直ちに否定すべき理由はなく、また、本件差押えを全体として違法とするような特段の事情もうかがわれないから、本件差押えは、適法である。」「もとより、旧信託法 16 条 1 項との関係で問題となる部分については、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分をもって本件滞納固定資産税等のうち本件土地以外の不動産の固定資産税相当額に係る部分に充当することはできないから、本件賃料債権が逐次取り立てられて本件滞納固定資産税等に充当された結果、本件滞納固定資産税等のうち本件土地の固定資産税相当額に係る部分が消滅した場合には、上告人は、それ以降に本件差押えに基づき取り立てた本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額を X₁に交付すべきものであり、交付されない場合には、X₁は、上告人に対し、不当利得の返還を求めることができるというべきである。」

「以上と異なる見解に立って、本件差押えを違法であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

「なお、本件土地及び本件家屋の貸付けに係る消費税の納税義務者は、X₁であり（消費税法 5 条 1 項）、（略）消費税相当額とされた部分は、本件土地及び本件家屋の貸付けの対価の一部であるというべきであるから、（略）差し押えることができるものと解される。」

「以上によれば、原判決は破棄を免れず、本件差押えが適法であるとして X₁らの請求を棄却した第一審判決は結論においては是認することができるから、X₁らの控訴を棄却することとする。」

判例の解説

一 本件の主たる争点

本件は、信託契約の受託者が所有する信託財産

と固有財産が混在する場合の固定資産税に係る滞納処分としてされた差押えに対し、旧信託法 16 条 1 項との関係で、その適法性が争われた。

二 信託に係る法律関係

1 信託の受託者

信託契約の受託者とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう（信託法 2 条 5 項）。

2 旧信託法 16 条 1 項とその趣旨

平成 18 年に信託法が改正され、新信託法（平成 19 年 9 月 30 日施行）が制定されたが、本件については、旧信託法（大正 11 年法律第 62 号。平成 18 年改正前のもの）によることとなった。

旧信託法 16 条 1 項は、「信託財産ニ付信託前
の原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理
ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産
ニ対シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之
ヲ競売スルコトヲ得ス」と規定。つまり、信託財
産に対して例外的に強制執行等を行うことができ
る場合として、「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル
権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク
場合」とされている。その趣旨は、信託財産は形
式的には受託者に属するが、実質的には受益者の
ために管理・処分されるべきものであり、信託の
利益は受益者に帰属する。そのため、受託者に属
する信託財産に対する強制執行等は、原則として
禁止されている¹⁾。

3 本件の前提的な論点

旧信託法 16 条 1 項が、滞納処分を制限する旨
を明文化していなかったことから、滞納処分につ
いても適用されるかが問題となったが、「信託財
産の独立性を確保し、受益者の保護等を図る」と
いう同項の目的に鑑み、代表的な学説や登記実務
はこれを肯定しており、本判決もこうした見解に
従った²⁾。

信託財産の独立性をめぐる最判昭 29・11・16(判
時 41 号 11 頁)では、信託財産は、受託者個人の
財産に属さないことから、旧信託法 16 条の定め
がなくても差押え等の対象とはならないというの
が通説である、とされた。なお、平成 18 年信託
法改正後の新信託法では、信託財産に対して、国
税滞納処分をすることができない旨が明示された
(信託法 23 条 1 項³⁾)。その趣旨は、信託財産に対

しては形式的帰属者である受託者が債権者として
信託財産に対して係わっていくことは許されない
ことを確認したものである⁴⁾。

4 旧信託法 16 条 1 項との関係で本件差押えが 問題となる財産

(1) 問題となる財産

本件土地以外の不動産の固定資産税相当額部分
(本件家屋及びその他複数の土地の固定資産税相当
額)に基づき、本件土地の賃料相当額部分(信託
財産)に対する差押えが問題となる。つまり、滞
納者 X₁には帰属しない信託財産の差押えである。

(2) 問題ない財産

本件土地以外の不動産の固定資産税相当額に係
る部分に基づき、本件家屋の賃料相当額部分(固
有財産)を差し押さえることは、滞納者 X₁に帰
属する固有財産の差押えであるから同項に反しな
い。さらに、本件土地の固定資産税相当額部分(信
託事務ノ処理ニ付生シタル権利)に基づく、本件土
地の賃料相当額部分及び本件家屋の賃料相当額部
分に対する差押えは、問題ない。

本件差押えが問題となるのは上記 (1) の場合であ
る。この点で、最高裁は以下のように判示した。

5 旧信託法 16 条 1 項に係る最高裁判示

最高裁は、上記土地以外の不動産の固定資産税
相当額部分に基づき、上記土地の賃料債権額を差
し押さえる点において旧信託法 16 条 1 項との関
係で問題があるものの、その問題となる部分は一
部にとどまり、差押えを全体として違法とする
ような特段の事情もうかがわれないなどとした上
で、本件差押えは適法であると判示したのである。

三 固定資産税の差押対象財産

1 差押対象財産の要件と財産の区分

差押対象財産の要件として、差押えをする時
点で、滞納者に帰属している財産⁵⁾であること。
当該財産が差押禁止財産(国税徴収法 75 条以下)
でないこと⁶⁾を要する。つぎに、本件賃料債権
の区分において、どの部分が本件土地の使用の対
価であり、どの部分が本件家屋の使用の対価であ
るのかについては、本判決の説示において、本件
土地及び本件家屋の経済的な価値の割合や利用状
況等に応じて、区分できる⁷⁾としている。

2 固定資産税の課税標準

固定資産税の納税義務者が同一の市町村内に複
数の不動産を有する場合には、いわゆる名寄せが

行われ（地方税法 387 条）、固定資産税は、全ての不動産につき一体として賦課される。しかし、各不動産に課される固定資産税の課税標準は当該不動産の価格を基準にすること（同法 349 条）からすると、本判決は、固定資産税については、これを各不動産の課税標準で按分することにより、各不動産の固定資産税相当額を算定することができよう⁸⁾とした。

そうであれば、上記 1 及び 2 より、本件差押対象財産のうち、本件差押えが問題となる財産に対する差押えは不適切といえよう。

四 手続的な問題と最高裁の判断

1 国税徴収法 63 条をめぐる裁判

「徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえないといけない。ただし、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができる」（国税徴収法 63 条）。差し押さえる債権の範囲をめぐる裁判では、滞納処分と差押えによる場合、全額の債権の差押えを原則としており、債権の一部差押えは徴収職員の裁量による（熊本地判昭 51・9・28 訟月 22 卷 12 号 2721 頁）。一部を差し押さえることができる場合とは、第三債務者の資力が十分で、履行が確実と認められるなどの特段の事情がある場合（前掲熊本地判、名古屋地判平 18・12・4 訟月 54 卷 5 号 1087 頁）である。

ここで、同法 63 条のいう全額を差し押さえる必要がないと認めるときとは、本件のように被差押債権の中に旧信託法 16 条の 1 項による差押禁止財産を含む場合も、特段の事情といえるのではないだろうか。この点で、最高裁は、本件賃料債権のうち、本件土地の賃料相当額部分を差し押さえることは旧信託法 16 条 1 項との関係で問題がある、としながら、国税徴収法 63 条が、その全額を差し押さえないといけないと規定していることなどに照らせば、本件差押えの効力を直ちに否定すべき理由はなく、本件差押えは適法である、とした。

2 調整手続との関係

調整方法について最高裁は、一連の手続を通じて調整すれば足りるとした。すなわち、本件賃料債権のうち信託財産部分について徴収された金員を超えて取り立てた金員があれば、これを X_1 に交付すべきことになり、 X_1 は不当利得の返還請

求をすることが可能である。また、取立権は滞納税額のいかににかかわらず、被差押債権の全額に及び、差し押さえた債権の全額を取り立て得ると解されていることとも整合するものである。さらに、被差押債権（信託財産か固有財産か）の区別が徴収職員の側からは必ずしも明らかではないことに鑑みると、実体的な権利関係の保護と徴収の実効性の確保という 2 つの要請の調和にも資するものであるとし、本件差押えを全体として違法とするような特段の事情もうかがわれないから、本件差押えは適法である、とした。

五 本判決の意義と課題

本判決は、信託財産と固有財産が混在する場合の固定資産税の賦課徴収について、差押禁止財産が含まれる場合における明確な調整の制度を欠く中で、滞納処分とその後の処理を見据えた判断を示したものであり、具体的な場面が明確化されたことは、意義がある。

しかし、旧信託法 16 条 1 項の趣旨及び信託契約における受託者の性質、とりわけ信託財産は受託者からの独立性を有している並びに本件差押対象財産は、差押えの対象としての要件を備えていない。さらに賃料債権の区分が可能である等を重視しつつ、受益者の保護を図る立場からは、差押禁止財産に対する処分は、適さないと考える。よって、差押えの一部を取り消すべきといえよう。今後、さらに各方面からの分析が期待される。

●——注

- 1) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』（商事法務、2007 年）97 頁。
- 2) 判タ 1427 号（2016 年）68 頁、判時 2310 号（2016 年）39 頁。
- 3) 旧信託法 16 条 1 項に該当する新信託法 23 条 1 項は、信託財産に対して強制執行できる場合を限定することで、旧法 16 条の趣旨を維持しようとした（寺本振透『解説新信託法』（弘文堂、2007 年）44 頁）。
- 4) 宮崎綾望「受託者の滞納固定資産税に基づき信託財産である土地と固有財産である家屋に係る賃料債権を差し押さえることの適法性」平成 28 年度重判解（ジュリ 4 月臨時増刊）216 頁。
- 5) 水野忠恒『大系租税法』（中央経済社、2015 年）92 頁。
- 6) 清永敬次『税法』（ミネルヴァ書房、2014 年）288 頁。
- 7) 前掲注 2) 判タ 68 頁、判時 40 頁。
- 8) 前掲注 2) 判タ 68 頁、判時 42～43 頁。